

最高裁秘書第924号

平成30年3月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月11日付け（同月13日受付、最高裁秘書第4966号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁が、平成29年12月8日、宮崎裕子弁護士の最高裁判事内定に関する人事を戸籍名で発表し、旧姓を併記した際に作成した文書
- (2) 宮崎裕子弁護士が最高裁に対し、所属する法律事務所を通じて旧姓での報道を強く求めた際に取得した文書

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書は、廃棄済みである。
- (2) 1の(2)の文書は、取得していない。

(担当) 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

